



こどもまんなか
こども家庭庁

採用パンフレット
2024



こどもまんなか
こども家庭庁

〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5
霞が関ビルディング14階、20階、21階、22階
TEL.03-6771-8030

こども基本法やこども家庭庁について、かんたんにわかる動画もあります。

「こども基本法」の動画はこちら！



<https://youtu.be/ZNb80TAHeGc>

「こども家庭庁」の動画はこちら！



<https://youtu.be/kXnUUA-voFM>

「こどもまんなか」社会の 実現に向けて、 力を合わせて真摯に取り組む

令和5年4月に発足したこども家庭庁の使命は、「こどもまんなか社会」の構築です。

常にこどもや若者の最善の利益を考えながら政策立案を行うとともに、立案過程において、こどもや若者自身の声を聴き政策に反映させていく、というこれまでの行政にはなかった新しい課題にも取り組んでいます。

具体的には、①こども政策の司令塔として、少子化対策など多くの省庁が関係する施策を総合調整していくこと、②省庁の縦割りを打破し、新しい政策課題や隙間事案に対応していくこと、③保育、母子保健、虐待防止、こどもの貧困、障害児支援など、こどもや子育て世帯への支援として約5兆円の予算を執行していくこと、を3つの柱として様々な施策を進めています。

霞が関はもちろん、地方自治体や民間からも広く人材を募り、多様性を大切にする職場づくりにも取り組んでいます。

この小冊子を通じて、多くの皆さんにこども家庭庁を知っていただき、職場としての魅力をお伝えできれば幸いです。



こども家庭庁長官

渡辺 由美子

こども家庭庁のミッション

「こどもまんなか」社会を実現する。このような目標を掲げ、令和5年4月1日にこども家庭庁は発足しました。こどもの最善の利益を図るための司令塔として、こども・若者や、こどもたちを育て、支えているみなさんの声をまんなかに据えた政策をすすめていくことが、私たちのミッションです。

このミッションを果たすため、こども基本法に定められた6つの基本理念をもとに、こども政策を推進しています。



| | | | | | | |
|---------------|--|--|---|----------------|------------------|-----------|
| 1 長官 メッセージ | 3 長官官房 こども家庭庁予算 こども政策DX 総合政策 Hot Topic こども若者★ いけんぶらす | 5 成育局 保育政策 保育の内容の質や幼児期までの全てのこどもの育ちの保障 こどもの健やかな成長のための環境の確保 母子保健 こどもの安全を守るための対策 | 7 支援局 児童虐待防止対策 社会的養護を必要とするこどもや、ひとり親家庭への支援 障害のあるこどもの発達の支援 Hot Topic 児童福祉法改正 | 9 職員 インタビュー | 13 こども家庭庁 組織図 | 14 採用情報QA |
|---------------|--|--|---|----------------|------------------|-----------|



長官官房

こどもの視点に立った
司令塔機能の発揮

こども政策全体の司令塔として、①こどもや若者の視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整、②必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等、③データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善などを担っています。また、法令審査、予算編成、人事等を担当するほか、庁全体の代表窓口としての役割も果たしています。

こども家庭庁予算

こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策を進めるための予算確保

夏の概算要求と年末の予算編成に当たって、結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を実現し、少子化を克服するための経費や全てのこどもに健やかに安全・安心に成長できる環境を提供するための経費、誰

一人取り残すことなく、健やかな成長を保障するための経費など約5兆円のこども家庭庁全体の予算のとりまとめを行っています。また、契約・決算・会計の監査・庁舎の管理などの業務を担っています。

こども政策DX

デジタル技術の活用を推進し、子育て家庭や地方自治体等の手間や負担の軽減を図る

PCやスマートフォン等の利用が広く普及する中で、こども・子育て関係の手続きのデジタル化を求める声が多くなってきています。こども家庭庁では、こども政策担当大臣をチームリーダーとする「こども政策DX推進チー

ム」において、子育て家庭や子育て関連事業者、地方自治体等の手続き・事務負担の軽減を目的に、こども・子育て関連の様々な事務手続きのデジタル化を図る「こども政策DX」を進めています。

総合政策



「こども大綱」に基づき、政府全体のこども施策を推進

政府全体でこども施策を強力に推進するため、こども基本法に基づく我が国初の「こども大綱」(令和5年12月閣議決定)を推進します。「こども大綱」は、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。そして、毎年、こどもや若者、子育て当事者の方々などの意見を聴きながら、「こども政策推進会議(会長:内閣総理大臣)」において、こども大綱に基づき具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画」として取りまとめ、継続的に施策の点検と見直しを図ります。



こども・若者の意見を聴き政策に反映する取組を社会全体で推進

こども政策を推進するにあたり、何よりも大切にするのは、こどもや若者の意見です。こどもや若者の最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども家庭庁は、こども・若者のみなさんの声を聴き、反映し、こどもや若者の視点に立った政策を実現するとともに、各府省庁や地方自治体と連携し、こども・若者の意見を聴き政策に反映する取組を社会全体で推進していきます。



国際機関や諸外国との連絡調整や関連業務

国連(UNICEF等)・OECD等の国際機関との調整、他国のこども政策に関する情報収集、国際会議の企画・運営、外務省等を通じた国際連携、要人訪問や海外視察の調整を行っています。

児童の権利に関する条約の認知度調査等や、子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ(GPeVAC)に関連して、「子どもに対する暴力撲滅行動計画」の実施状況の把握等も実施しています。



「こどもまんなか」の実現に向けて、こども政策のEBPMを推進

こども施策におけるEBPM(エビデンスに基づく政策立案)の浸透に向けた仕組み・体制を整備するとともに、こども施策のエビデンスの構築に取り組んでいます。また、こども・若者や子育て当事者の視点に立った調査研究を実施しています。さらに、自治体において、教育や福祉などのデータを分野を超えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握し、支援につなげる取組を推進しています。

Hot Topic

こども若者★いけんぷらす

国の政策に関して、こどもや若者がいろいろな方法で、意見を伝えることができる取組

こども施策の決定過程におけるこども・若者の意見反映を実践・推進するため、こども家庭庁や各府省庁がこども施策を進める際に、こども・若者から意見を聴くための仕組みが「こども若者★いけんぷらす」です。

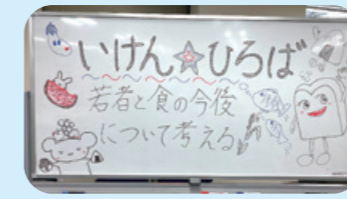
小学生から20代のこども・若者を「ぷらすメンバー」として募集し、こども・若者に関連する様々なテーマに関して、対面、オンラインやチャットでの意見交換、Web

アンケートなどの多様な手法を組み合わせ、意見を聴き、こども施策に反映します。聴いた意見をどのように反映したのか、反映できなかった場合はどうしてなのか、



こどもや若者にフィードバックします。そして、この一連のプロセスを社会に広く発信していきます。

この仕組みでは、大人が聴きたいことについて聴くだけではなく、こどもや若者がテーマを設定したり、事業の企画・運営等に参画することを通じて、こども・若者が自らに関わる制度・政策について知り、考え、意見を表明し、主体的に社会に参画する機会を提供します。



保育所や認定子ども園などの教育・保育給付の充実、はじめの100か月の育ちビジョンの推進、放課後児童クラブなどによるこどもの居場所づくりの推進、産前・産後から子育て期にかけての母子への支援、こどもの事故防止など、家庭や社会におけるこどもの成育を後押しするための取組を多角的に切れ目なく実施することで、全てのこどもが健やかで安全・安心に成長できる環境の実現を目指します。



こどもの健やかな成長のための環境の確保

妊娠期から身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する出産・子育て応援交付金の推進や、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や相談、情報提供を行う地域子育て支援拠点事業の充実など、様々な子育て世帯支援に取り組んでいます。また、こどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう放課後児童クラブの整備や、こどもの視点に立っ

た多様なこどもの居場所づくりの促進を行っています。さらに、家庭等における生活の安定への寄与や次代を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、児童を養育する父母等に児童手当を支給しています。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができ、こどもが健やかに成長していくための環境の整備を進めています。



保育政策 「今」を支え「未来」を育てる

保育所や認定子ども園に係る施策の企画立案・総合調整を行っており、保育所の設備運営基準の策定や待機児童対策、保育士の処遇改善や配置改善に取り組んでいます。

保育所は、こどもを預けるだけの施設ではなく、保育士や他のこどもたちとの交流を通して、こどもが社会での生き方を学ぶ場でもあります。また、社会の支え手である保護者は、こどもを保育所に預けることで、仕事を継続することができます。こどもが安全に保育を受け、保護者が

安心して預けられるよう、保育の質を確保するための施策を考えるのも、役割の一つです。

今、創設を目指している「こども誰でも通園制度(仮称)」により、地域における保育所の役割はますます大きくなっていきます。今後は多様な働き方やライフスタイルに合わせた形での支援として、全てのこどもが保育所を利用でき、すくすく成長していけるような仕組みを検討していきます。



母子保健 地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の推進

全てのこどもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健等にかかる様々な取組を推進する国民運動である「健やか親子21」等を基盤として、安全・安心で健やかな妊娠・出産や産後間もない時期の母子の健康管理が行えるよう、妊産婦健診や乳幼児健診の実施、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産

後ケア事業等を通じて、地域における妊娠期から子育て期にわたる母子等への切れ目のない支援を推進します。また、男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアや、不妊症や不育症について悩んでいる人への健康状況に応じた相談支援、治療に関する情報提供も推進しています。



こどもの安全を守るための対策

こどもを事故から守り、犯罪に巻き込まれないようにするため、関係省庁や団体と連携しながら、様々な対策を推進しています。

例えば、教育・保育施設等における重大事故を防ぐため、自治体や施設・事業者に対するガイドラインの周知や各種注意喚起のほか、重大事故情報の集約・データベース化、有識者会議における再発防止策の検討等を行っています。

また、我が国では、窒息や溺水などの不慮の事故によって、

14歳以下のこどもが毎年200人ほど亡くなっています。こうした事故を可能な限り防ぐため、関係府省庁と連携してプロジェクトを推進し、事故防止に資する情報を発信しています。

このほか、こどもが安全・安心にインターネットを利用できる環境の整備や青少年の非行・被害防止などの取組を行っています。



保育の内容の質や幼児期までの全てのこどもの育ちの保障

「保育所保育指針」、「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」を「教育」を所管する文部科学省と共同で策定し、施設類型を問わず、幼児教育・保育の質の充実を図ります。また、保育士の養成や試験に関することや研修等による資質の向上に取り組んでいます。

また、こどもの置かれた環境にかかわらず、幼児期までの

こどもの育ちをひとしく保障し、社会全体の全ての人で共有したい考え方を示す「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」を策定・推進しています。

これらの施策を通じて、保育の内容の質や幼児期までの全てのこどもの育ちの保障に取り組んでいきます。



支援局

様々な困難を抱えるこどもや
家庭を包括的に支援

児童虐待防止対策、社会的養護、こどもの貧困の解消に向けた支援、ひとり親家庭支援、障害児支援、いじめ対策、不登校対策、こどもの自殺対策など、様々な困難を抱えるこどもや家庭を包括的に支援することで、心身の状況や、置かれている環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく、全てのこどもが健やかに成長することができ、権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。



児童虐待防止対策

こどもの権利と命を守るために

全てのこどもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。こどもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待を防止することは、社会全体で取り組むべき重要な課題です。児童虐待への対応については、これまで制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきました。しかし、

深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けています。こども家庭庁では児童虐待を防止するため、相談体制の整備や子育て支援サービスの充実などによる児童虐待の発生予防、児童相談所の体制強化など児童虐待発生時の迅速・的確な対応のための取組、虐待を受けたこどもの自立支援の取組などを進めています。



社会的養護を必要とするこどもや、ひとり親家庭への支援

全てのこどもが、その置かれている環境にかかわらず、適切に養育され、健やかに育成されるように

様々な事情で親と暮らすことのできないこどもや、生活などに困難を抱えるひとり親家庭への支援を行っています。

具体的には、里親家庭や児童養護施設などで暮らすこどもへの支援、里親や施設職員に対する研修のほか、ケアリーパー（里親等委託や施設入所を経験したこども）を含め、自立に向けた支援が必要なこどもが自立して社会生活を営むための相談支援など、社会的養護を必要とする

全てのこどもが健やかに育まれる環境づくりに取り組んでいます。

また、ひとり親家庭のこどもへの生活・学習指導を含む子育て・生活支援、ひとり親がより安定した収入を得るための転職活動やスキルアップのための費用補助・相談を行う就業支援、離婚後の養育費の確保支援、児童扶養手当等による経済的支援に取り組んでいます。



障害のあるこどもの発達の支援

地域社会における障害児の健やかな育成を切れ目なくサポート

こどもの健やかな成長・発達を促す観点からは、障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこども、またその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで、さらには大人になった後も見据えた効果的・専門的な支援を一貫して行うことが重要です。こうした考え方の下、児童発達支援をはじめとする福祉サービスの充実や、医療的ケアが必要なこども

の地域における支援体制の構築などに取り組んでいます。

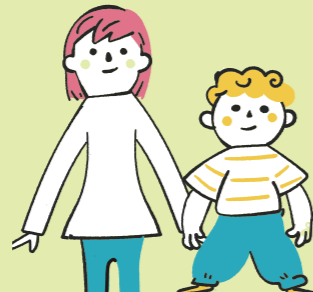
また、障害の有無に関わらずこどもが共に過ごし成長していくといった、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進していくことも重要です。保育所や放課後児童クラブなどの一般施策における支援力の向上を図り、地域の中ですべてのこどもが共に育まれる環境づくりも進めています。

Hot Topic

児童福祉法改正

子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、改正児童福祉法



（令和4年6月成立）が令和6年4月から施行されます。

●子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化と事業の拡充

市区町村において、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能をもつ「こども家庭センター」の設置を進めるとともに、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成します。

また、訪問による家事支援などの事業を新設し、特に支援が必要な方に対して市区町村が利用勧奨・措置により確実に支援を届けられるようにします。

●ケアリーパー等の自立支援

児童自立生活援助事業（自立援助ホームなど）について、年齢要件や就労・就学等の要件を緩和するとともに、虐待経験がありながらこれまで公的支援につながらなかった者も含め、生活・就労・自立に関する相談や相互交流を行う場を提供する事業を創設します。

●児童発達支援センターの役割・機能の強化

多様な障害のあるこどもを適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げとインクルージョンの推進を図るため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能を強化します。



世界をリードする こども政策の構築に向けて

総務課長補佐(政策調整委員)

久米 隼人 KUME Hayato

厚生労働省・総合職(経済) 平成18年度入省

長官官房



2023年末に閣議決定された「こども未来戦略」。向こう数年で、3.6兆円規模の予算をこども・子育て政策に充当することが決まり、日本の家族政策予算は、世界トップ水準に躍り出ることとなりました。岸田政権のこの目玉政策を取り仕切るのが、昨年新たに設置された「こども家庭庁」です。その長官官房にいる私の役割は、総理官邸や与党、大臣秘書官、長官などから次々に出される指示や調整事項をつなぎ、まとめ、政策や組織運営に反映していく「結節点」として動くことです。ミスのできない重責と激務に、心身の苦労は絶えませんが、日本中の誰よりもこどもたちの未来と人生を考え抜く組織の一員としての誇りが、日々の原動力となっています。

こども家庭庁が求める人材

こどもは、自分の生まれる境遇を選べません。虐待や暴力により、深く傷つき、時には命を落とすこどもがいます。貧困、難病、障害などから生じる困難に、日々直面しているこどももいます。一方で、どんな境遇にあるこどもも、この世に生まれたからには、皆平等に、豊かで幸せな人生を送れるようにすることが、我々大人に課せられた責務です。どんなこどもであっても、愛され、信頼され、必要な教育や衣食住を享受し、自ら望む人生を歩むことができる社会としていくことは、我々の使命です。この価値観に共鳴する人であれば、誰でも、こども家庭庁の門をぜひ叩いてください。こども政策という最重要政策のフロンティアを、あなたとともに築きたく思っています。

こどもの未来を 守るために

安全対策課(日本版DBS担当)DBS調整係長

大嶋 寿海 OSHIMA Jukai

厚生労働省・総合職(経験者) 令和3年度入省

成育局



日本版DBSは教育・保育施設等やこどもが活動する場などにおいて働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組みであり、この仕組みを実現するために、私は国会議員や党、関係省庁との調整などを中心に担っています。調整が多い仕事で、忙殺されている時は目的を見失いかける時もありますが、その時は、性加害によって笑顔が奪われているこどもがいることを思い出すようにしています。自分の仕事の1つ1つが、こどもの笑顔を守ることに、ひいてはこどもの未来を守ることに繋がっていると考えると、とてもやりがいを感じます。

思い出深かった業務

官邸でこどもの安全・安心に関する対策について会議を行ったことが一番印象に残っています。あまり緊張しない方なのですが、総理も参加する会議で、ここでミスをしたら多くの方々に迷惑をかけると思うと気を抜かず、調整も苦労が堪えませんでした。無事に会議が終わった時は感慨深かったです。その時に苦楽を共にしてくれた同僚には今でも感謝しています。

こども家庭庁を目指す方へのメッセージ

こども家庭庁は、こども施策をダイナミックな視点で真ん中に考える官庁です。こどもが健やかに成長するための基盤作りを担っているのです。その責任も重大ですが、この先の日本を担うこどもたちのために、一緒にあれこれ考えてみませんか?ぜひ皆様をお待ちしております!

私の所属する総合政策担当企画係は、こども基本法に関する周知・普及啓発業務とこども家庭庁と民間団体、また、民間団体同士の対話・連携・協働を図るためのプラットフォームの設立準備を進めています。こども政策において大切なことをひとりでも多くのみなさんに知ってもらうために、こども・若者のみなさんの集まるイベントなどで直接伝える機会があったり、現場の声を聴き、意見交換しながら、「こどもまんなか社会」の実現に向けた個人・団体・企業・行政の連携と創発を目指し、大きな事業を進めていくことができることにやりがいを感じます。

所属する部局の雰囲気

総合政策担当は、省庁や地方自治体、民間企業等からの多種多様な人材がいます。多様な知識や経験のある職員が集まる職場だからこそ、気になったことをお互いに質問し合い、議論を活発に行いながら仕事を進めていくことができる職場です。

こども家庭庁の魅力

こども家庭庁の魅力は、こどもや若者のみなさんの意見を直接聞く機会があることです。自分たちの仕事がかこどもや若者のみなさんにとって必要とされているものなのかを常に確認しながら仕事ができることは、なによりもこども・若者のみなさんの意見を大切にすることも家庭庁ならではの魅力だと思います。

「こどもまんなか社会」 実現のために

長官官房

参事官(総合政策担当)付企画係長

工藤 双葉 KUDO Futaba

内閣府・一般職(大卒) 平成28年度入省



私が所属する母子保健課では、妊娠中や出産後の母子の健康管理を行うために、健康診査や育児サポート等を通じて妊娠期から子育て期にわたる支援を推進しています。その中で、主に産後ケア事業などの母子保健関連施策の補助金執行や母子健康手帳の改正、庁内や自治体からの照会対応に日々取り組んでいます。自ら手を動かし調べ、考えて仕事をする、分からないことは周囲にも頼ることを意識し、そのために、職場で多くの人と接点を持つことを大切にしています。また、担当する事業が新聞等で取り上げられていると、携わっている業務の影響力の大きさや世間の反応を把握することができ、モチベーションの維持につながっています。

所属する部局の雰囲気

母子保健課には、事務官以外に医師や保健師など専門知識を有した技官が多くいます。業務上、医療に関することや保健指導の現場での対応など、専門的な内容を扱うことが多いため、各能力を活かし、1事業に対する協力体制が整っています。また、多様な環境で経験を積んだ職員が集まっているので、学ぶことも多く、賑やかな雰囲気です。

こども家庭庁の魅力

大きく変化した点は働き方だと思います。在宅勤務やオンライン会議が増えたり、資料の共同編集により共有の手間が省けたりと業務が進めやすくなりました。また、他省庁や自治体からの出向職員も多いので、各環境の良い部分を当庁の業務に反映できたら、より良い働き方につながると期待しています。

安心・安全な出産とこどもの 健やかな成長のために

成育局

母子保健課母子保健係係員

印出井 霧華 INDEI Kirika

厚生労働省・一般職(大卒) 令和4年度入省



虐待で苦しむ子どもや家庭を 少しでも減らすために

虐待防止対策課長

河村 のり子 KAWAMURA Noriko
厚生労働省・総合職(法律) 平成11年度入省

支援局



子どもにとって最も安心できる場所であるべき「家庭」が、暴力やネグレクト等により耐え難い場所となっている…。こうした酷な現状に置かれた子ども達は、この日本にも多くいます。

一方で、深刻な虐待に至った家庭の背景を分析すると、予期しない妊娠に思い悩んだ末の出産であったり、親自身の生い立ちにおいてDVや虐待の経験があったり、厳しい経済状態や孤立等々、様々な「重荷」を負っている親の姿も見えてきます。

こうした「重荷」を政策で支え、虐待を受ける子どもを1人でも多く減らしたい。その一心で毎日仕事をしています。

日々の仕事上で心がけていること

学生時代、「人の困難を少しでも解決できる仕事をしたい」と思い、社会福祉等の「現場」に行くが、「国」で政策に携わるか、多めに悩みました。その結果、「現場」では超え難い制度等のハードルを「国」で何とかしていきたいと思うに至り、この仕事を選びました。でも、やはり人を直接幸せにするのは「現場」の関わりです。

「現場」では何が課題になっており、どうしたらもっと効果的に動くことができ、困難な状況にある人をもっと幸せにできるのか。常にそれを最優先に考えることによって、沢山の「現場」を通じた成果(=子どもの幸せ)を実現したいと思っています。

こども家庭庁を目指す方へのメッセージ

仕事の負荷もそれなりに高いですが、とつともつてもやりがいのある仕事です。いつも「時間が足りない…」と思いながら、何とか仕事を畳んで家に帰っていますが、自分の子どもと向きあう中で、子どもや人間自体の奥深さを学び、それが仕事にも活かされていると思います。

志とやる気があれば、いろいろなことは後からだいたい付いてきます。子ども達の幸せのために一生懸命働きたいと思ってくれる皆さんをお待ちしています。

子どもたちが安心して 過ごすことのできる未来へ

成育局成育環境課家庭支援係係員

今村 彰斗 IMAMURA Akito
厚生労働省・一般職(大卒) 令和3年度入省

若手



私の所属する係では、令和4年改正児童福祉法により令和6年度に創設される子育て中の家庭を支援するための新規事業や拡充事業を所管しており、調査研究等を通して現場のニーズや課題を把握し、要綱やガイドラインを作成しております。

入省前後のギャップ

国家公務員という堅いイメージがあり、上下関係も難しい印象がありましたが、実際に入省してみるとアットホームな職場で相談しやすい上司が多くいるため、働きやすい職場だと感じています。また、自治体や民間企業から出向されている方が多く働いていて、国家公務員を違う角度から見た意見をいただくこともあるため大変参考になります。想像していたよりも業務は幅広くあり、とてもやりがいを感じています。

就活生へメッセージ

試験対策や面接対策、官庁訪問対策で忙しい毎日かと思えます。私が就活生のときは、特に面接対策で苦労しました。小さい頃から何となく公務員になりたいという気持ちはありましたが、特に子ども関連の分野で働きたいと自己分析できるまで多くの時間を費やしていました。考える時間が長かったこともあり、今の職場には満足しています。皆さんが希望する職場として、こども家庭庁を選んでいただけたなら、ぜひ一緒に仕事をしてみたいです！

ひとり親家庭は、仕事や子育て、家事など様々なことを一人でこなさなくてはならず、ふたり親に比べて、負担が大きい傾向にあります。また、小さい子どもがいる場合、仕事の時間が制限されるなどの理由から、収入が低く、生活が苦しい場合が多いです。ひとり親家庭へ支援を行うために、就職に有利な資格の取得を目指す就業支援や家事・育児等のサポートを行う生活支援等、自立に向けた施策の立案や予算の確保を行っています。他にも、こども食堂への支援を通じて、ひとり親家庭を含めた様々な困難を抱えるご家庭へ支援をしています。自分が考えた支援によって、ひとり親家庭が自立に繋がることを考えると、とてもやりがいを感じられる仕事です。

思い出深かった業務

旧保育課(現:保育政策課、成育基盤企画課)に配属された時、待機児童が2万人を超えていたため、保育の定員増が急務であり、保育所整備や、保育士確保が課題でした。保育士確保のため、複数の事業を担当するとともに、保育士資格の取得希望者から、日々、問合せが来るなど、忙殺されていましたが、保育士が増えることで、待機児童の減少に繋がると考えると、やりがいのある仕事でした。

こども家庭庁が求める人材

こども家庭庁は、子どもたちのために何がもっともよいことを常に考え、子どもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現する「こどもまんなか」を掲げています。そのための施策を作り上げるうえで、子どもの声に耳を傾けられる人が必要だと感じています。

支援局

仕事や子育てを一人で担う ひとり親家庭の自立のために

家庭福祉課ひとり親家庭等支援室生活支援係長
(併任:就業支援係長)

緒方 与主吾 OGATA Yoshua

厚生労働省・一般職(大卒) 平成27年度入省



私は長男を出産後、夫の地方出向に同行し、3年半山形で過ごし、その間に次男を出産、昨年春に約3年8か月ぶりに復職しました。知り合いゼロの地方での育児生活。周りに頼れる人はいないと思っていたのは私の思い込みでした。一歩足を踏み出せば、地域の子育て支援施設や地域の親子で集まる育児サークルなど、たくさんの出会いとサポートがあり、「子育ては一人で抱え込まなくていいんだ」と実感しました。

仕事も同じです。どんな仕事も、課内で、庁内で、ひとつのチームとなって協力しながら進めていきます。時間に制約がある以上、申し訳なさを感じる瞬間はありますが、その中でも、自分がどう貢献できるかということ意識して仕事をしています。子育ても同様で、チームと言えど、子どもにとっての母は自分だけ。こどもの社会の中で一日頑張り抜いた我が子を毎日笑顔で迎え、一日の出来事や言葉にならない感情まで全て受け止め包み込む、そういった役割だけは何よりも優先して果たそうと心がけています。

「チーム戦」である以上一人で抱え込みすぎないこと、一方、職場や家庭といったチームの中で自分が果たせる役割は何か、ということ常々心がけて、公私ともにこどもまんなか社会の実現に向けて取り組んでいきます。皆さんにもぜひチームの一員になっていただけたら嬉しいです。

利用している制度

- 育児休業 (第一子出産後2年→そのまま第二子を出産し、さらに1年4か月取得)
- フレックスタイム制 (8時半~17時15分勤務)
- テレワーク、看護休暇 (随時)

WLB

仕事も育児もチーム戦+ チームの中での自分の役割を意識

支援局障害児支援課長補佐

小森園 ひとみ KOMORIZONO Hitomi

厚生労働省・総合職(法律) 平成25年度入省



